

## 東京三弁護士会多摩支部支部長声明

2023年1月19日に東京都狛江市内で発生した強盗致死事件について、同年4月21日に東京地方検察庁立川支部は事件当時19歳の少年を強盗致死の罪名で公訴提起し、その際報道機関に同少年の実名を公表した。また多くの報道機関は、これを受けて少年の実名を明記して報道を行っている。

この点、改正少年法68条（2022年4月1日施行）は、特定少年が行った事件について公訴提起がなされた場合の少年の推知報道を禁止する同法61条の適用を排除しているものの、同改正法が審議された衆議院及び参議院の各法務委員会においては、インターネット情報が半永久的に閲覧可能となることを踏まえ、推知報道の一部解除が、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならない旨の付帯決議がされている。

少年法の推知報道の禁止は、少年及びその家族の名誉・プライバシーを保護するとともに、そのことを通じて子どもに特有の成長発達権を保護し、過ちを犯した少年の健全育成や更生を図ることを目的とするところ、上記の各付帯決議は、昨今のインターネットの普及した社会においては、一度実名を報道されてしまえば、そのような記事は半永久的にインターネット空間に残ることもあり、インターネット記事がもたらす社会的偏見により、少年の健全育成や更生への悪影響は将来にわたって長期化しうることに對する危惧を表明したものと考えられる。

このような推知報道禁止の趣旨からすれば、特定少年の実名報道を行うかどうかは、罪名や事案の内容だけでなく、少年の年齢や社会復帰の見込み等の個別的な事情を十分に考慮して、慎重な上にも慎重を期した上で判断されなければならない。

本件についても、事案の具体的な内容や少年の関与の状況、刑責は今後行われる裁判で証拠に基づき認定されるべきものであって未だ不明である上、19歳という年齢からすれば社会復帰することが十分見込まれるのであり、その健全育成や更生に慎重に配慮することが必要となる。

当支部は、これまで、報道機関に対しては、特定少年の重大事件が発生した場合には慎重な対応を促し、また、法改正前の事案ではあるが推知報道の禁止に反した違法な報道に対しては抗議の声明（2021年7月27日付け東京三弁護士会多摩支部支部長声明）を発表してきた。

にもかかわらず、東京地方検察庁立川支部はさしたる理由も示さずに実名を公表し、多くの報道機関はこれを受けてそのまま実名を明記した報道を行って

いるものであって、実名報道を行った報道機関は推知報道の可否について慎重な判断をしたか疑問であるが、社会的偏見を醸成して、少年の健全育成や更生を妨げる恐れが高い。このような事態は、特定少年の推知報道禁止を一部解除した少年法68条を踏まえても、決して許されるべきではない。

よって、当支部は、本件の少年の実名を公表した東京地方検察庁立川支部及びこれを受けて実名を明記して報道した各報道機関の対応は極めて遺憾と考え、嚴重に抗議する。また、各報道機関に対して、今後の本件の報道について、実名での報道をしないよう強く要望する。

2023年5月10日

東京弁護士会多摩支部 支部長 山下 太郎

第一東京弁護士会多摩支部 支部長 伊藤 稔彦

第二東京弁護士会多摩支部 支部長 井堀 哲